

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 平成28年2月19日(金) 午前9時59分～午前10時36分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

3番 柳沢英希、 7番 柴田耕一、 12番 内藤とし子、  
14番 鈴木勝彦、 16番 小野田由紀子  
オブザーバー 議長、副議長、  
6番 黒川美克、 5番 長谷川広昌、 11番 神谷直子

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

杉浦康憲、神谷利盛、浅岡保夫、杉浦敏和、北川広人、小嶋克文

### 4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 平成28年3月定例会について
- 2 その他

### 7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の柴田耕一委員を指名いたします。

《議 題》

1 平成 28 年 3 月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説（総務部） それでは、3月定例会に付議をさせていただきます案件について、御説明を申し上げます。案件といたしましては、諮問1件、同意2件、一般議案21件、補正予算7件、当初予算8件、報告2件の計41件をお願いするものでございます。

まず、諮問第1号は、現人権擁護委員岡本澄雄氏が平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、新たに田島久子氏を推薦いたしたく、御意見を求めるものでございます。

次に、同意第1号は、現固定資産評価審査委員会委員川角和行氏が平成 28

年3月31日をもって任期満了となりますので、再度選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。同意第2号は、現教育委員会教育長の岸上善徳氏が平成28年3月31日をもって辞職となりますので、新たに都築公人氏を任命いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

次に、議案第1号及び第2号は、行政不服審査法が昭和37年の制定以来、初めて抜本的な見直しが行われたことに伴う改正でございます。議案第1号では、改正法の規定に基づき、新たに高浜市行政不服審査会を設置するとともに、審査会の体制など、基本的な事項を定めるものでございます。また、議案第2号は、改正法の施行に伴い行政処分に対する不服申立の審理手続について、不服申立の手続、審理員制度の導入、行政不服審査会への諮問手続など、行政不服審査法を引用する10の条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

委員長 総務部長、座って説明してください。

説（総務部） 次に、議案第3号は学校教育法の一部改正に伴い、現行の小中学校に加え、小中一貫教育を行う義務教育学校が新たに制度化されたことから、児童の定義について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第4号は、借上期間の満了により、借上公共賃貸住宅パークビレッジを廃止するものであります。

議案第5号は、農業委員会等に関する法律の一部改正による条文等の移動に伴い、同法を引用する本条例について、条文の整備を行うものでございます。

議案第6号は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路に係る占用料、法定外公共用物に係る占用料、準用河川に係る土地占用料の額を、それぞれ改定するものでございます。

議案第7号は、地方公務員法において新たに職員の降任について定義付けがされたこと、また、人事評価制度が導入されたことに伴い、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を定めるものでございます。議案第8号は、地方公務員法において新たに退職管理の適正の確保に関する規定が追加されたことにより、再就職者等の退職管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。議案第9号は、地方公務員法の一部改正に伴い、新たに職務の基準を定めた等級

別基準職務表を追加するほか、同法を引用する関係条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 10 号及び議案第 11 号は、議員及び常勤の特別職の期末手当の支給割合を改定するもので、年間の支給割合を現行の 2.95 月から 3.15 月に改めるものでございます。議案第 12 号は、人事院勧告に基づき、職員の期末勤勉手当の支給割合について、年間の支給割合を現行の 4.10 月分から 4.20 月分に改めるとともに、別表において行政職給料表の引き上げ改定を行うものでございます。議案第 13 号は、市長及び副市長の給料の月額について、減額して支給する特例期間を平成 29 年 3 月 31 日まで延長するものでございます。

議案第 14 号は、高浜市南部第 2 ふれあいプラザの指定管理者として、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会を指定するものでございます。

議案第 15 号は、学校教育法の一部改正に伴い、小中一貫教育を行う義務教育学校が新たに制度化されたことから、遺児の定義について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 16 号は、市役所本庁舎整備事業に係る高浜市いきいき広場の改修に伴い、いきいき広場内の会議・研修室を廃止するものでございます。

議案第 17 号は、介護保険法の一部改正に伴い、同法を引用する 7 つの条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 18 号は、高浜市立中央公民館を平成 28 年 11 月 16 日から廃止するとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 19 号は、学校教育法の一部改正に伴い、小中一貫教育を行う義務教育学校が新たに制度化されたことから、放課後児童支援員の資格要件について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第 20 号は、高浜市立中央公民館の廃止に伴い、指定管理者の指定期間を平成 28 年 11 月 15 日までに変更するものでございます。議案第 21 号は、高浜市立高浜南部公民館の廃止に伴い、指定管理者の指定期間を平成 28 年 3 月 31 日までに変更するものでございます。

続きまして、平成 27 年度 3 月補正予算について御説明を申し上げます。補正予算書をごらんいただきたいと思います。まず、議案第 22 号、平成 27 年度

高浜市一般会計補正予算（第5回）でございます。補正予算書5ページをお願いします。歳入歳出、それぞれ2億2,328万9千円を追加し、補正後の予算総額を147億2,450万8千円とするものでございます。

次に、9ページの繰越明許費をお願いします。繰越明許費は、2款、総務費から10款、教育費まで7事業につきまして、国の一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等を盛り込んだ補正予算関連の事業と、年度内に事業完了が見込めない事業について、平成28年度に繰り越しをいたすものでございます。

裏面の10ページ、債務負担行為補正をお願いします。債務負担行為の補正は7件についてお願いをするもので、上段部分の2件は、今回、新たに追加するもので、下段部分の5件は、既に設定している限度額を変更するものでございます。

次に、12ページをお願いします。地方債補正は、新たに高浜中学校の屋内運動場吊り天井等改修事業に係る事業債の、借入限度額を設定するものでございます。

次に、補正予算説明書の53ページをお願いします。まず、歳入でございます。6款、地方消費税交付金及び9款、地方交付税の増額は、国・県からの交付額の確定に伴うものでございます。13款、国庫支出金の増額は、主に国の補正予算に伴う、地方公共団体セキュリティ強化対策費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、高浜中学校屋内運動場吊り天井改修工事に対する補助金を、新たに計上したことによるものでございます。16款、寄附金は、ふるさと応援寄附金の増額と地域福祉基金指定寄附金、たかはま夢・未来基金指定寄附金、職員研修基金指定寄附金を、新たに計上しております。

次に、裏面の54ページをお願いします。歳出でございます。2款、総務費の増額は、国の補正予算に係る関連事業として、インターネットと自治体ネットワークを分割させる端末機器セキュリティ強化業務委託料、個人番号カードの作成等に伴う地方公共団体情報システム機構負担金を、計上したことによるものでございます。3款、民生費の増額は、国の補正予算に伴い、平成28

年度に実施する年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る事業費を、新たに計上したことによるものでございます。10 款、教育費の増額は、高浜中学校の屋内運動場の吊り天井改修工事費を、新たに計上したことによるものでございます。

次に、議案第 23 号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）でございます。103 ページをお願いします。歳入歳出それぞれ、8,880 万 9 千円を減額し、補正後の予算総額を 40 億 6,028 万 5 千円とするものでございます。歳入では、主に国民健康保険税及び退職被保険者等療養給付費交付金等を減額し、裏面の歳出では、主に一般被保険者療養給付費及び国民健康保険支払準備基金積立金を減額するものでございます。

次に、議案第 24 号、土地取得費特別会計補正予算（第 2 回）でございます。125 ページをお願いします。歳入歳出それぞれ、4,852 万 4 千円を減額し、補正後の予算総額を 4,764 万 1 千円とするものでございます。歳入では、土地売払収入を減額し、裏面の歳出では、公有財産購入費及び予備費を減額するものでございます。

次に議案第 25 号、公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）でございます。137 ページをお願いします。歳入歳出それぞれ、5,720 万 7 千円を減額し、補正後の予算総額を 13 億 7,579 万 3 千円とするものでございます。歳入では、公共下水道事業債を減額し、裏面の歳出では、汚水施設建設費を減額するものでございます。

次に、議案第 26 号、介護保険特別会計補正予算（第 4 回）でございます。159 ページをお願いします。保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ、2,058 万 6 千円を追加し、補正後の予算総額を 25 億 5,760 万 6 千円とするものでございます。歳入では、主に介護給付費負担金、介護給付費交付金を増額し、裏面の歳出では、居宅介護サービス計画給付費及び高額介護サービス費を増額するものでございます。

次に、議案第 27 号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）でございます。189 ページをお願いします。歳入歳出それぞれ 685 万 8 千円を減額し、補正後の予算総額を 4 億 5,368 万 1 千円とするものでございます。歳入では、

特別徴収保険料現年度分及び一般会計繰入金を減額し、裏面の歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

次に、議案第 28 号、水道事業会計補正予算（第 2 回）でございます。別冊の高浜市水道事業会計補正予算書の 3 ページをごらんください。第 2 条は、収益的支出の補正でございます。営業外費用では、消費税及び地方消費税を、特別損失では無形固定資産をそれぞれ増額し、第 3 条は、職員給与費を増額するものでございます。補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、平成 28 年度当初予算について御説明を申し上げます。初めに議案第 29 号、平成 28 年度高浜市一般会計予算でございます。予算説明書の、55 ページをお願いいたします。一般会計の予算総額は 143 億 9,740 万円で、前年度と比較し、5 億 5,110 万円の増となっております。

まず、歳入でございますが、1 款、市税の減額は、法人税割の一部国税化及び法人実効税率の引き下げによる法人市民税の減によるものでございます。6 款、地方消費税交付金の増額は、地方消費税率引き上げによる増加が、平年度化されたことによるものでございます。9 款、地方交付税の増額は、本年度交付団体として、普通交付税を見込んだことによるものでございます。17 款、繰入金の増額は、財政調整基金繰入金の増額によるものでございます。20 款、市債の増額は、いきいき広場空調機等更新工事費、中央公民館解体工事費といった事業債の増と、普通交付税を見込んだことによる臨時財政対策債を計上したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。裏面 56 ページをお願いいたします。2 款、総務費の増額は、主に市役所本庁舎借上料、総合窓口・総合住民情報システム業務委託料を、新たに計上したことによるものでございます。3 款、民生費の増額は、新たにいきいき広場空調機等更新工事費の計上、障害者自立支援給付費、国民健康保険事業特別会計繰出金の増によるものでございます。7 款、商工費の減額は、企業再投資促進補助金の減によるものであります。8 款、土木費の増額は、道路設計業務委託料、橋りょう及び準用河川調査設計業務委託料を計上したことによるものでございます。9 款、消防費の増額は、衣浦東部広域連合分担金の増によるものでございます。10 款、教育費の増額は、中央公民館解体工

事費、スポーツ施設改修工事費、(仮称)高浜緑地多目的広場整備工事費の計上によるものでございます。一般会計の御説明は、以上でございます。

次に、267 ページをお願いします。議案第 30 号、高浜市国民健康保険事業特別会計予算でございます。予算総額は 39 億 1,721 万 9 千円で、前年度と比較し、9,210 万 3 千円の減となっております。歳入では、主に国民健康保険税の減を見込み、裏面の歳出では、主に保険給付費の退職被保険者等療養給付費の減を見込んでおります。

次に、305 ページをお願いします。議案第 31 号、高浜市土地取得費特別会計予算でございます。予算総額は 5,917 万 3 千円で、土地購入費の増により前年度と比較し、634 万 7 千円の増としております。

次に、315 ページをお願いします。議案第 32 号、高浜市公共下水道事業特別会計予算でございます。予算総額は 14 億 6,592 万 9 千円で、下水道建設費及び公債費の増により、前年度と比較し、3,875 万 9 千円の増としております。

次に、339 ページをお願いします。議案第 33 号、高浜市公共駐車場事業特別会計予算でございます。予算総額は 3,012 万 3 千円で、駐車場改修工事費の減により、前年度と比較し、3,304 万 3 千円の減としております。

次に、353 ページをお願いします。議案第 34 号、高浜市介護保険特別会計予算でございます。保険事業勘定は、予算総額を 26 億 1,541 万 5 千円とし、保険給付費における居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の増により、前年度と比較し、1 億 6,701 万 2 千円の増としております。

次に、423 ページをお願いします。議案第 35 号、高浜市後期高齢者医療特別会計予算でございます。予算総額は 4 億 9,209 万 3 千円で、後期高齢者医療広域連合納付金の増額により、前年度と比較し、3,344 万 1 千円の増としております。

次に、議案第 36 号、高浜市水道事業会計予算でございます。別冊の高浜市水道事業会計予算及び説明書の 3 ページをごらんください。第 2 条、業務の予定量では、年間総給水量を 497 万立方メートルと見込み、第 3 条、収益的収入及び支出では、水道事業収益 8 億 4,814 万円を見込み、水道事業費用を 7 億



8,062万8千円といたすものであります。第4条では、資本的支出を4億2,695万5千円とし、その財源として、資本的収入及び減債積立金、建設改良積立金の取り崩し等により、補てんをすることとしております。

最後になりますが、報告第1号及び報告第2号は、平成28年度の高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての報告でございます。

以上が、3月定例会に付議をさせていただきます案件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明がありましたとおり、諮問1件、同意2件、一般議案21件、補正予算7件、当初予算8件、報告2件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、市長。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席願います。御苦労さまでした。

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 主査) それでは、議案の取り扱いについて説明をさせていただきます。お手元に配付してあります、平成28年3月高浜市議会定例会の会期及び会議日程をごらんください。3月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に昨年12月11日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、

会期につきましては2月26日から3月24日までの28日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、2月26日の本会議初日において諮問第1号、同意第1号、第2号を即決でお願いし、議案第1号から議案第36号の上程、説明を受け、その後、報告第1号、第2号の報告を受けます。

3月2日と3日の2日間是一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、3月7日の第4日目は、議案第22号から議案第28号までの補正予算の質疑、討論、採決をお願いし、その後、議案第1号から議案第21号並びに議案第29号から議案第36号の総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

3月9日及び10日については、予算特別委員会において、議案第29号から議案第36号までの、8議案の審査をお願いいたします。

3月15日の総務建設委員会においては、議案第1号から議案第6号までの6議案。

3月16日の福祉文教委員会においては、議案第7号から議案第17号及び議案第19号から議案第21号の14議案。

3月17日の公共施設あり方検討特別委員会においては、議案第18号の審査をお願いいたします。

最終日の3月24日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。

議案第22号から議案第28号の補正予算については、4日目に質疑、討論、採決を行いますので、討論については3月4日、金曜日の午後5時までに、議長宛てに討論通告書を提出いただくよう、お願いいたします。

なお、現固定資産評価員の鶴殿巖氏が3月末をもって辞職する予定ですので、最終日に、固定資産評価員の選任についての同意案件が追加上程される予定となっています。説明は以上です。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明いたしました案のとおり、決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、案のとおり決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、2月22日、月曜日の午前8時30分から午後5時までとします。質問の順序は、受付順とします。ただし、22日、午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 予算特別委員会委員の指名について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 主査) それでは、予算特別委員会委員は、4年間の構成表で決められているとおり、杉浦康憲議員、浅岡保夫議員、黒川美克議員、幸前信雄議員、杉浦辰夫議員、内藤とし子議員、鈴木勝彦議員、小野田由紀子議員、以上の8名となります。

委員長 事務局が報告しました8名を、議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定いたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情6件です。陳情1号から陳情6号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説(事務局 主査) それでは、お手元に陳情文書表(案)と、各陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情6件の付託委員会につきましては、陳情第2号、外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第5号、三州いぶし瓦利用促進支援陳情、陳情第6号、三州いぶし瓦利用促進支援陳情、以上3件につきましては、総務建設委員会に付託。陳情第1号、「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情、陳情第4号、中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情、以上2件につきましては、福祉文教委員会に付託。陳情第3号、中央公民館の取り壊しと高浜分院の新築移転問題の協定書に関する賛否を問う住民投票を求める陳情、以上1件につきましては、公共施設あり方検討特別委員会に付託するということをお願いいたします。なお、陳情第3号及び陳情第4号につきましては、陳情者より意見陳述の希望がありましたので御了承願います。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について事務局より発言がありました。そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

(6) 議員派遣について

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 主査) 別紙、議員の派遣についての運用基準及び議員派遣について(案)を、ごらんいただきたいと思います。初めに、1について先日、愛知県陶器瓦工業組合理事長より、来月3月7日、品川プリンスホテルで開催さ

れる愛知県三河の窯業展レセプションへの出席依頼が議長、総務建設委員長及び窯業議員連盟幹事長である北川議員宛てにありました。議長は、議会を代表する立場であることから議員派遣の対象ではなく、また、北川議員への出席依頼は議会の公職としての出席依頼ではありませんので、議員派遣の対象とはなりません。総務建設委員長については、議員派遣の対象となりますので、派遣の可否について御議決をお願いしたいと思います。

続いて、2についてですが、こちらは例年4月に開催されております東海市議会議長会定期総会が、来年度は4月21日に岐阜県岐阜市で開催されますので、副議長杉浦辰夫議員を派遣する件についても、御議決をお願いしたいと思います。取り扱いとしましては、3月定例会の初日に議長発議で議決をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 ただいま事務局が説明いたしました案のとおり、3月定例会の初日に議員派遣について、議長発議で行うことでよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

## 2 その他

委員長 初めに、定例会中の議会運営委員会及び各派会議の日程ですが、3月7日、月曜日、本会議第4日の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定願います。

次に、6月定例会の日程を決定する議会運営委員会の開催日について、案としまして3月17日、木曜日、公共施設あり方検討特別委員会終了後に開催したいと思います。いかがでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、それでは3月17日、公共施設あり方検討特別委員会終了後に開催させていただきますので、御予定をお願いいたします。

ここで、事務局から発言を求められていますので、これを許可いたします。

説（事務局長） それでは、事務局より2点ほどお願いをいたします。まず初めに、3月定例会の初日、2月26日に行われます市長の施政方針と、それから教育長の教育行政方針につきまして、キャッチのほうから、放送するために撮影したいとの御依頼がございましたので、御了承をお願いをいたします。

それからもう1点。本日、平成28年度、来年度の議会の日程を、お手元に配付をさせていただいております。現時点の案でございますので、あくまで予定でございますので、変更等の可能性もありますが、御留意をお願いしたいと思います。なお、本日、御了承いただけるのであれば、この（案）を幹部会のほうに提示をし、市の行事日程等の参考にしていただくために提示をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。以上です。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました定例会の年間日程（案）を、当局へも提示することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのようにさせていただきます。ほかに皆さん方で何かあれば、お願いいたします。

問（5） 1点、確認なんですけれど、陳情書のほうで、例えば片方の委員会に入っていて意見を言うところがなかった場合は、今回において討論のほうで、賛成・反対であれば、そこで自分の意見を言うということによろしいでしょうか。

委員長 今の現行のルールでは、そのような形しかとれませんので、そのようにしていただければと思います。討論ですので、賛成か反対かどちらかでの討論でお願いしたいと思います。それから、時間の制約は、特別に時間は決まってないですので、賛成か反対かの御討論を願いたいと思います。ほかに。

発 言 な し

委員長 ほかになければ、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。3  
月定例会が円滑に運ぶよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 36 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長